

令和3年3月22日

---

---

## 習志野市における施設・イベント等の対応について

---

---

3月21日(日)をもって緊急事態宣言は解除されましたが、本市では情勢に鑑み施設・イベント等の対応については3月27日(土)より、以下のとおり対応します。  
なお、感染症の状況や社会情勢等、今後の動向に応じて内容を精査します。

### 1. 市立施設について

宣言解除を受け開設時間の変更を解除します。ただし、21時以降に開館する施設は21時までとします。

また、臨時休所していた老人福祉センターさくらの家及び高齢者福祉センター芙蓉園については、開所といたしますが、飲食、浴場、カラオケなどの大声を出す活動については、当面の間、利用を休止します。

### 2. 本市が主催(共催)するイベントについて

不特定多数の参加者が見込まれるイベントについては中止とします。

参加者が特定できるイベントについては、飲食を原則として禁止し、必要な感染予防対策を徹底します。なお、21時までに終了することとします。

### 3. 本市が開催する会議等について

感染症対策を徹底して、慎重に開催することとし、感染症対策等必要なものは除き、21時までに終了することとします。

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
電話 047-453-2963(直通)